

公立森町病院医事業務委託プロポーザル企画提案書作成要領

1 提出書類

提出書類、様式及び提出部数は次表のとおりです。

No.	様式番号	提出書類の名称	規格及び制限枚数	提出部数
1	定型様式	企画提案書表紙	A4 縦、1 枚	正本 1 部 副本 10 部
2	定型様式	法人概要書	A4 縦	
3	自由様式	決算書（直近 2 ヶ年）	A4 縦横自由	
4	定型様式	受託業務実績	A4 縦	
5	自由様式	人員配置計画の妥当性	A4 縦	
6	自由様式	引継計画の妥当性	A4 縦	
7	自由様式	人材確保の考え方、取組	A4 縦	
8	自由様式	教育研修の考え方、取組、個人情報保護体制の構築	A4 縦	
9	自由様式	診療報酬業務に係る提案	A4 縦	
10	自由様式	病院経営に資する提案	A4 縦	
11	自由様式	その他の提案	A4 縦	
12	定型様式	委託料概算見積書	A4 縦	

※留意事項 用紙は片面印刷とします。

2 提出方法

持参、又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

3 提出期限

令和 5 年 2 月 20 日（月）午後 5 時（必着）

※この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受理することが出来ませんのでご注意ください。

4 提出先

〒437-0214 静岡県周智郡森町草ヶ谷 391-1
公立森町病院事務局管理課経営企画係
TEL 0538-85-2181

5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに郵送で到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことをお知らせする連絡をいたします。

6 企画提案のポイント

(1) 事業の目的と効果

医事業務を必要最小限の人員体制で効率的かつ適正に実施し、当院の経営健全化に貢献することを目的とする。

(2) 診療報酬の適正な確保に係る情報提供

当院が経営健全化を図るにあたり、診療報酬の適正な確保は非常に重要であり、診療報酬の改定等による当院への影響や各種施設基準の届出状況に係る情報を積極的に提供することを求める。

(3) 人員配置計画及び教育研修体制について

統括責任者を配置し、受託者人員を質・量ともに十分な配置を実施する。また、人材の教育研修に注力し、医事業務のスキルアップに留意する。

7 企画提案書の作成について

(1) 法人概要書 会社組織体制、従業員数、会社の沿革等を記載してください。なお、添付資料として商業登記簿謄本（発行3ヵ月以内、写し可）を添付してください。

(2) 企画提案内容

ア 受託業務実績

当院の受託業務を滞りなく運用するために十分な実績を保有しているかどうかを提示してください。

イ 人員配置計画の妥当性

当院の医事業務委託を運用するために、統括責任者や従事者について、質・量ともに十分な人員が配置できるか、人員配置案を提示してください。

ウ 引継計画の妥当性

統括責任者をはじめとする従事者を速やかに配置し、早期に引継ぎが開始できるか、また、実地による引継ぎ期間も十分確保することができるか提示してください。

エ 人材確保の考え方、取組

安定した人材確保計画を提示してください。

オ 教育研修の考え方、取組、個人情報保護体制の構築

計画的かつ十分な体制が組み立てられているか。本部のサポートは万全か。医事業務のスキルアップにつながるプログラムになっているかについて提示してください。

カ 診療報酬業務に係る提案

診療報酬の確保に関する取り組みを具体的に提案してください。

キ 病院経営に資する提案

コンサルティング的な役割が示されており、パートナーとして会社自らが病院経営に寄与しようとする主体的な考え方を提案してください。

ク その他の提案

当院でも実現可能性がある具体的な病院経営や患者サービスに関する提案をしてください。

(3) 委託料概算見積書

① 見積の積算対象期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの36ヶ月間とします。事業に必要な経費について、仕様書における業務内容及び提案内容に基づき積算してください。

② 見積書は候補者選定のためのものであり、契約金額を保証するものではありません。

8 企画提案についての留意事項

(1) 企画提案書は1社1提案までとします。

(2) 必要に応じて説明資料を添付することは可能です。

(3) プレゼンテーション時に使用するスクリーン及びプロジェクターは当院にて用意いたします。また、スクリーン及びプロジェクターの利用は任意とします。

(4) プレゼンテーションは25分以内とし、その後、質疑応答時間を設ける。審査は1社あたり40分以内で行う。なお、1社あたり4名までの入室を認める。

9 企画提案にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は原則認めません。
- (2) 提出された企画提案書が次に該当するときは無効となる場合があります。
 - ① 虚偽の内容が記載されているもの。
 - ② 提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの。